

新宮市告示第14号

新宮市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

新宮市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月14日

新宮市長 田岡 実千年

※ 詳細については、新宮市役所受付、熊野川行政局受付、三輪崎支所受付、高田支所受付において縦覧に供する。

新宮市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

新宮市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成17年新宮市告示第75号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(実績報告) 第10条 交付決定者は、補助金に係る事業の完了後1か月を 経過した日又は <u>当該年度の3月31日</u> のいずれか早い日 までに実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付 して、市長に提出しなければならない。 (1)～(12) (略)	(実績報告) 第10条 交付決定者は、補助金に係る事業の完了後1か月を 経過した日又は <u>翌年度の4月10日</u> のいずれか早い日ま でに実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し て、市長に提出しなければならない。 (1)～(12) (略)

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

補助金交付決定通知書

第 号

様

年 月 日付で申請のあった新宮市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、
下記により決定する。

年 月 日

新宮市長

記

- 1 決定金額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) 補助対象者は、当該年度の3月31日までに補助事業を完了しなければならない。ただし、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (2) 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その理由その他必要な事項を速やかに市長に報告し、承認を受けなければならない。
 - ア 補助事象の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 3 状況報告
補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、直ちに市長に報告しなければならない。
- 4 実績報告
補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- 5 補助金の確定等
市長は、4の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めた時は、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。
- 6 補助金の交付等
補助金は、5の規定による補助金の額を確定後、その全額を交付する。

様式第4号中「交付決定者」を「【交付決定者】」に改める。

様式第5号及び様式第7号を次のように改める。

実 績 報 告 書

年 月 日

(あて先)
新宮市長

【交付決定者】 住所
氏名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 事業着工 年 月 日

3 事業完了 年 月 日

4 添付書類

- (1) 和歌山県浄化槽取扱要綱の規定に基づき市長の受理を受けた浄化槽設置完了届(補助金申請用)
- (2) 浄化槽工事自主検査チェック票
- (3) 浄化槽保守点検事業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (4) 工事費請求書又は領収書の写し(既存単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去もしくは、単独処理浄化槽の転換再利用が伴う場合は、配管工事及び撤去費用が確認できるもの)
- (5) 住民票の写し
- (6) 工事工程のわかる写真
- (7) 保証登録証
- (8) 配管工事を行う場合は、配管工事に係る工事写真(工事前、工事中及び工事後が写真により確認できること。)
- (9) 指定検査機関への法第11条に規定する検査の契約を締結していることを証する書面
- (10) 既存単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去が伴う場合は、撤去に係る工事写真(着工前並びに清掃、撤去及び処分の実施が写真により確認できること。)、産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し及び当該既存単独処理浄化槽に係る浄化槽使用廃止届出書の写し
- (11) 既存単独処理浄化槽を雨水貯留槽へ転換する場合は、転換工事に係る写真
- (12) その他市長が必要と認める書類()

様式第7号（第12条関係）

補助金交付請求書 補助金交付請求書

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け第 号で金額の確定のあった新宮市合併処理浄化槽設置整備事業補助金を、下記のとおり請求します。なお、補助金は、下記の口座へ振り込み願います。

年 月 日

(あて先)
新宮市長

【交付決定者】 住所

氏名

印

振込銀行名	預金種別	口座番号
銀行 支店	普通・当座	
口座名義人		
[フリガナ]		

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に申請した場合の実績報告書の取扱いについては、この告示による改正後の新宮市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。